

行動計画策定

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 【計画期間】

令和7年4月1日～令和12年3月31日まで

2. 【内 容】

【目標 1】 男性の育児休業の取得を促進する

《対策》

毎年4月～5月 男性育児休業の制度が該当する子どもがいる職員にどれくらい周知・把握されているのかサンプル調査する。

毎年7月頃～ 該当する子どもがいる職員へ再度周知し取得を促進する。

【目標 2】 計画期間内に年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間6日以上になるように働きかける

《対策》 毎年4月～5月 前年度の年休取得率をまとめる

毎年6月頃～ 職員へ今後の取り組みについての説明を行い、年次有給休暇の計画的な取得を促進する。